

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業実施要綱

平成 23 年 3 月 9 日
22 福保生生第 923 号
平成 24 年 3 月 26 日
23 福保生生第 1010 号一部改正
平成 25 年 3 月 29 日
24 福保生生第 777 号一部改正
平成 27 年 3 月 31 日
26 福保生生第 1008 号一部改正
平成 28 年 3 月 31 日
27 福保生生第 747 号一部改正
令和 2 年 1 月 27 日
31 福保生地第 1588 号一部改正
令和 4 年 3 月 15 日
3 福保生地第 1724 号一部改正

第 1 目的

本事業は、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者（以下「事業対象者」という。）に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談等（以下「サポート事業」という。）を実施することにより、住居喪失不安定就労者及び離職者の自立した安定的な生活の促進を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。

第 3 サポート事業の対象者

事業対象者は、次に掲げる（１）から（７）までのいずれにも該当する者とする。また、第４の（４）の介護職資格取得支援については、（１）から（７）までに加えて、（８）から（１４）までのいずれにも該当する者とし、該当する者が同一の世帯に複数いる場合は、そのうち１名のみを対象とする。

- （１）住居を喪失した不安定就労者、離職者等であって、サポート事業の支援を受けることにより、自立した安定的な生活を営めることが期待できること。
- （２）日本国籍を有するもの、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める法定特別永住者又は難民の地位に関する条約（昭和 56 年条約第 21 号）第 1 条又は難民の地位に関する議定書（昭和 57 年条約第 1 号）の規定による難民であること。
- （３）サポート事業の支援を受けるに当たり、当該支援を受けることとなる日以前において、東京都内での住民登録又は生活期間が直近 6 か月以上あること。
- （４）活用できる資産がないこと。また、土地及び建物を所有していないこと。
- （５）在学中でないこと。
- （６）路上生活者対策事業実施大綱第 2 に定める事業及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144

号)に基づく保護の支援対象とならない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
- (8) (1)のうち解雇・雇い止めによる離職者等であり、住居喪失状態又は住居喪失状態となるおそれのあること。
- (9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第13条に規定される基本手当の受給資格を満たすものではないこと。
- (10) 支援を受ける日以前に離職し、離職前に世帯の生計を維持していたこと。
- (11) 申込み時点において、年齢が18歳以上65歳未満であること。
- (12) 介護職員初任者研修を取得し就労する意欲があること。
- (13) 都内所在の職場において、介護職として就職を目指す意欲があり、自立した安定的な生活を営める健康状態にあること。
- (14) 目的を同じくする他の公的制度を利用していないこと。

第4 サポート事業

サポート事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

(1) 生活支援

- ア サポートセンターにおける事業対象者への事業説明、生活相談等
- イ アウトリーチ(女性のアウトリーチを含む。)における事業対象者への事業説明及び生活相談等
- ウ 事業対象者ごとの課題整理
- エ 事業対象者のうち、本事業に加え他の支援が必要な者への関連施策及び関係機関の情報提供
- オ サポート事業による民間住宅入居以後又は介護職への就職以後の事業対象者に対する生活及び健康相談(アフターフォロー)
- カ 事業対象者に対する必要に応じた健康診断の実施

(2) 居住支援

- ア 事業対象者に対する住居に関する相談対応
- イ 事業対象者の居住に供するための民間住宅の情報収集及び情報提供
- ウ 賃貸借契約締結手続に関する助言及び保証人確保等の支援
- エ 事業対象者に対する以下の内容による一時利用を目的とした住居(一時利用住宅)の確保と提供
 - (ア) 利用に当たっては利用適性判定を実施する。
 - (イ) 契約方式は利用契約による。
 - (ウ) 利用期間は原則3か月以内とする。
 - (エ) 日を単位とした利用料を徴収する。
- オ 住宅情報提供システムによる都内の自立相談支援機関等への情報提供

(3) 就労支援

- ア 事業対象者に対する以下の内容による就労準備を目的とした支援(就労準備コース)の実施
 - (ア) 就労準備支援プログラムの作成・見直し

- (イ) 日常生活自立に関する支援
- (ウ) 社会生活自立に関する支援
- (エ) 就労自立に関する支援

イ 事業対象者に対する以下の内容による一般就労を目的とした支援（就職支援コース）の実施

- (ア) 求職登録及び就労支援に関する事業説明、個別相談
- (イ) 就業に係るニーズの把握、求職活動支援等
- (ウ) 臨時軽易な求人等の開拓
- (エ) 求人情報の提供及び求人に係る職業紹介
- (オ) 就職した者に対する職場定着に関する相談、助言等

ウ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく就労訓練事業及び就労準備支援事業（就労体験の機会の提供に限る。）の普及活動、連絡調整等

(4) 介護職資格取得支援（介護職支援コース）

ア 事業対象者に対する介護職員初任者研修課程の講座の提供及び資格取得に関する助言等の実施

イ 介護職員初任者研修課程の講座の提供に要する経費負担

(5) 技能資格取得支援

ア 事業対象者に対する就労に必要な労働者の技能資格の習得を目的とした講座の提供及び資格取得に関する助言等の実施

イ 技能資格講習の講座の提供に要する経費負担

(6) 資金貸付相談等

ア 資金貸付に関する相談及び助言

イ 資金貸付に関する手続支援

(7) 留意事項

ア サポート事業を運営する者は、区市等の自立相談支援機関、福祉事務所、就労支援を行う厚生労働省（ハローワークを含む。）、東京都福祉人材センターその他関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、事業対象者へサポート事業を行う。

イ サポート事業を運営する者は、事業対象者の同意を得た上で関係機関に情報を提供する。

ウ サポート事業を運営する者は、平成20年度から平成22年度までに東京都が実施した住居喪失不安定就労者サポート事業及び介護人材育成支援事業の事業対象者について、引き続き、第7に定めるサポートセンターにおいて継続的な支援を実施する。

エ サポート事業を運営する者は、事業対象者に対し、生活困窮者自立支援制度をはじめとする国や自治体等が行う公的制度等についても併せて説明を行い、事業対象者に適した支援の情報提供を行う。

第5 区市等の依頼に基づく支援

第4の(2)のア、イ、ウ及びオ、(3)のイ、(4)並びに(5)については、法に基づく都内の自立相談支援機関における支援調整会議において支援が必要と判断された生活困窮者であって、区市等から支援依頼された第3の要件を満たす者を対象に、実施することができる。この場合においては、第3の(3)に該当することを要しない。

第6 法に基づく事業の広域実施

第4の(2)のエ及び(3)のアについては、法に基づく都内の自立相談支援機関(それぞれ法に基づく「一時生活支援事業」又は「就労準備支援事業」を実施していない区市等に限る。)における支援調整会議において支援が必要と判断された生活困窮者であって、区市等から支援依頼され、かつ、東京都が支援決定した第3の要件を満たす者を対象に、それぞれ法に基づく「一時生活支援事業」及び「就労準備支援事業」として実施することができる。この場合においては、第3の(3)に該当することを要しない。

第7 サポートセンターの設置

サポート事業を実施する拠点相談所として、サポートセンターを東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号東京都健康プラザハイジア内に設置する。

第8 資金貸付

第4の(6)に定める資金貸付を行うに当たり、貸付金の種類、貸付金額、返済方法その他必要な手続については、別に定める。

第9 経費の支弁

サポート事業に要する経費は、東京都が支弁する。

第10 その他

この要綱に定めがない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。